

物品賃貸借契約書(案)

物品の賃貸借について、賃借人 蓬田村 (以下「賃借人」という。)と賃貸人 (以下「賃貸人」という。)とは、対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1	事業名	蓬田村役場新庁舎電話機賃貸借 (詳細は、仕様書のとおり)
2	事業場所	東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川 地内 蓬田村役場新庁舎
3	物品納入期限	令和7年7月31日
4	賃貸借期間	令和7年8月1日から 令和14年7月31日まで
5	賃借料	[総額] 金 円 (うち取引に関する消費税及び地方消費税の額 金 円) [月額] 金 円 (うち取引に関する消費税及び地方消費税の額 金 円)
6	契約保証金	金 円

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、物品の賃貸借契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(物品の納入等)

第2条 賃貸人は、この物品を契約書及び仕様書等で指定された場所へ指定された日時までに賃貸人の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日から賃借人の使用に供しなければならない。

(検査)

第3条 賃借人は、賃貸人から納品書の提出を受理した日から起算して10日以内に検査し、その検査に合格したときをもって、賃貸人からこの物品の引渡しを受けたものとする。

(引換え又は手直し)

第4条 賃貸人は、この物品を納入した場合において、その全部又は一部が前条の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。この場合においては、引換え又は手直しの完了を検査の合格とみなして前2条の規定を準用する。

(賃借料の支払い)

第5条 賃貸人は、この物品を賃借人が使用した月の翌日以降、賃借料(月額 円(うち取引に関する消費税及び地方消費税の額 円))を賃借人に請求することができる。ただし、賃借人が仕様書等において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。

2 賃借人は、第1項の規定により賃貸人から請求があったときは、賃貸人の履行状況を確認の上、その請求を受理した日から起算して30日以内に、第1項に定める賃借料を賃貸人に支払うものとする。

(物品の管理責任等)

第6条 賃借人は、この物品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 賃借人は、この物品を本来の用法によって使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 この物品に故障が生じたときは、賃借人は、直ちに賃貸人に報告しなければならない。

4 賃借人は、事前に書面により賃貸人の承認を得た場合を除き、物品を譲渡又は転貸してはならない。

(物品の返還等)

第7条 賃借人は、この契約が終了したときは、この物品を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、賃貸人が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

(賃貸借期間終了後の賃貸又は売渡し)

第8条 賃借人は、契約書記載の賃貸借期間終了時に、賃貸人に物品の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。

(権利義務等の譲渡)

第9条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得たときは、この限りでない。

(保険)

第10条 賃貸人は契約期間中、賃貸人の負担によりこの物品に対して動産総合保険を付保するものとする。この物品が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

(一般的損害等)

第11条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、賃貸人がその費用を負担するものとする。ただし、その損害(保険その他により補填された部分を除く。)のうち、賃借人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、賃借人が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 この契約の履行に関して第三者に及ぼした損害については、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、賃貸人がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(保険により補填された部分を除く。)のうち、賃借人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賃借人がその賠償額を負担する。

3 前2項の場合その他この契約の履行につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、賃借人及び賃貸人は協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約不適合責任)

第13条 賃借人は、この物品が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものである場合は、賃貸人に対し、物品の補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(契約内容の変更等)

第14条 賃借人は、必要があるときは、賃貸人と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの物品の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により賃借料を変更するときは、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第15条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、賃借人は、この契約を変更又は解除することができる。

- 2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2月前までに、貸貸人に通知しなければならない。
- 3 借借人は、前項の解除により貸貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(機密の保持)

第16条 貸貸人は、この契約の遂行に当たって知り得た借借人の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(疑義の決定等)

第17条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、借借人と貸貸人とが協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印し各自その1通を保有するものとする。

令和 7年 月 日

借借人 青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1番地3
蓬田村長 久 慈 修 一

貸貸人